

パラダイムシフト専門調査会報告書の意義と今後への期待

鹿野 菜穂子（かの・なおこ）
内閣府消費者委員会委員長

消費者委員会は、令和5年11月の内閣総理大臣からの諮問を受け、「消費者法制度のパラダイムシフト専門調査会」を設置した。同専門調査会では、25回にわたる会議での議論を経て令和7年7月に報告書がとりまとめられ、これに基づいて当委員会は内閣総理大臣への答申を行った。ここでは、同報告書の趣旨とポイントを説明するとともに、今後への期待について述べることにしたい。

パラダイムシフトとは

超高齢化やデジタル化の進展に伴い、消費者が自律的な意思決定をすることが一層困難になっており、従前の消費者法制度ではその状況に対応できなくなっている。その原因は、個々のルールの整備の遅れにもあるが、その前提として、従来の消費者法制度が基礎としてきた消費者像にあると考えられる。確かに消費者法は、取引において消費者と事業者との間に情報と交渉力の格差があるとしているが、その格差さえ是正すれば、自由な意思決定ができ、幸福な社会状態になると捉えられていた。しかし、このような強い合理的な消費者像は限界にきている。人間は限定合理的で認知バイアスを有する存在であるが、それが攻撃されて自律的な意思形成が阻害される危険が増大している。今後は、情報と

交渉力の格差是正に加え、消費者であるならば誰もが多様な脆弱性を有するという認識を、消費者法制度の基礎に置くべきである。

本報告書は、これを、強い合理的な個人モデルという近代法的な考え方からの根本的な転換（パラダイムシフト）と捉え、これを基軸として、既存の枠組みに捉われず、抜本的かつ網羅的に消費者法制度の見直しを進める必要があるとしている。

報告書のポイント

本報告書の第一のポイントは、上記のとおり、消費者像の根本的な転換にある。消費者法制度は、消費者なら誰もが有する多様な脆弱性を基礎に据えて、消費者の実質的な自律と幸福および市場の健全性を確保するものでなければならぬ。

第二に、本報告書は、このような消費者像の展開を踏まえて、より具体的に、消費者取引の安心・安全を確保するための介入の在り方について検討している。また、現在ではアテンション・エコノミーと言われる状況が急速に拡大し、取引の在り方に変容が生じていることから、それを受けて、規律の対象や射程の変革を図る必要があることも指摘している。

第三に、本報告書は、デジタル取引の特徴等を分析し、デジタル取引について特に

規律が必要となる場面、規律が整備されていない場面等を整理している。ダークパターンの拡大や、個別化（パーソナライズ）を用いた搾取や不公正な取引の問題も指摘している。

第四に、消費者の多様な脆弱性や取引の複雑化・個別化に対応するために、民事ルールや行政法規定、ソフトロー等の種々の規律手法を目的に応じて、有効かつ適切に組み合わせて用いる必要があること、その際、事業者の多様性も勘案する必要があること、様々な関係主体により、健全な市場の実現に向けた共創・協働を図ることの重要性などを指摘している。

今後への期待

政府は、消費者委員会からの報告書および答申を受けて、この土台となる考え方を具体化する作業が求められている。既に消費者庁においては、「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」が設置され、令和7年11月から検討が開始されているようであるが、おそらく、この課題に対応するためには、消費者契約法だけでなく、特定商取引法も含め、より幅広い検討が求められることとなるであろう。特にデジタル関連取引ルールの抜本的な見直しも含め、今後の政府の取組みが期待される。